

## 労働者代表の選出について

従業員の皆さん

労働基準法では労使協定当事者との労使協定締結等が義務付けられており、そのため、アルバイトを含む全労働者の中から労働者の過半数の支持を得た労働者の過半数代表者（以下「過半数代表者」といいます）を事業所ごとに毎年選出する必要があります。

今年は、メールによる「過半数代表者」選出の投票期間を3月6日から3月10日の5日間とします。立候補されたい方は3月3日までに所属上長経由で管理グループに申し出てください。立候補される方がおられなかった場合は、各局と協議のうえ候補者を選ばせていただきます。

なお、「過半数代表者」の権限及び任期は次の通りです。

### 1. 過半数代表者の権限

- ・各種規則・規程の作成または変更に関する意見表明
- ・労使協定の締結
- ・その他法令等で定められている事項

### 2. 過半数代表者の任期

2023年3月13日から2024年3月12日まで

以上